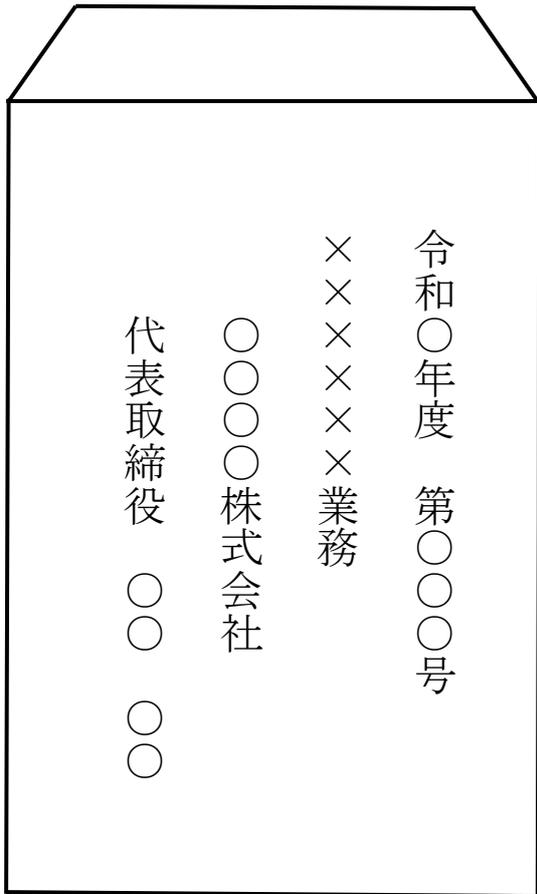


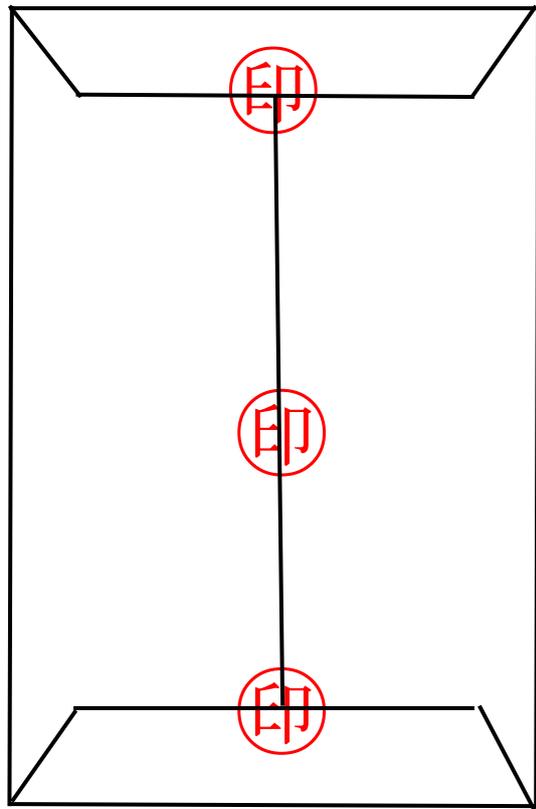
郵便入札説明書

郵便入札封筒の記載例

内封筒（表）



内封筒（裏）



【必須記載事項】

- 表面 ①案件番号
②案件名
③商号または名称および代表者職氏名
裏面 使用印鑑で封印すること

【封入書類】

- ①入札書
②積算内訳書（必要な場合のみ）

外封筒（表）

簡易書留	5	2	1	8	5	0	1
朱書				米原市役所			滋賀県米原市米原1016番地
入札書在中	代表取締役	〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇番地	総務部			
	〇〇			契約管財課			
	〇〇			行			

【必須記載事項】

- ① 先 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
米原市役所 総務部 契約管財課 行
- ②住所
- ③商号または名称および代表者職氏名
- ④「入札書在中」の記載（朱書）
- ⑤一般書留または簡易書留の記載（朱書）

【封入書類】

- ①内封筒

郵便入札説明書

1 郵便入札

業務等に係る入札を郵便により執行する場合には、指名競争入札の指名通知書において郵便入札であることを記載します。

2 入札書について

(1) 入札書の様式について

入札書は、市の指定様式（同内容であれば、自社作成のもので可）を使用してください。様式は、仕様書等と同封しております。

(2) 入札書記載金額について

入札書には、消費税および地方消費税の額を除いた金額を記載してください。

(3) 入札書のくじ番号について

くじ番号については、任意の3桁の数字を記載してください。くじ番号が記載のない場合は、入札参加申請時の受付番号の下3桁の数字が記載されたものとみなします。ただし、入札参加申請をされていない場合は、「000」を記載されたものとみなします。

(4) 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、指名通知書の発信年月日から指名通知書に記載している到達期限までとなります。開札日ではありませんのでご注意ください。

(5) 代表者名等および印鑑について

入札書には、会社の住所、商号または名称および代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印してください。

(6) その他、記載事項について

案件番号、案件名、案件場所については、当該指名通知書をよくご確認の上、正確に記入してください。

3 積算内訳書について

(1) 積算内訳書の様式について

積算内訳書の様式は市の指定様式（同内容であれば、自社作成のものでも可）を使用してください。様式は、仕様書等と同封しております。ただし、予定価格を非公表とする委託業務や物品購入等については、仕様書等で別途提出を求めない限り積算内訳書は不要とします。

(2) 代表者名等および印鑑について

入札書同様、会社の住所、商号または名称および代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印してください。

4 郵便入札の方法について

(1) 郵送する場合

ア 郵送の方法について

郵便局の窓口で「一般書留」または「簡易書留」のいずれかの方法（特定記録郵便は不可）により手続をし、開札が終わるまで差出控えを保管してください。

イ 封筒について

郵便入札封筒は二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し案件番号、案件名、商号または名称および代表者職氏名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により送付してください。

郵送用の外封筒は、宛先を「〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 米原市役所総務部契約管財課」として、表側に「入札書在中」と朱書きし、入札参加者の住所、商号または名称および代表者職氏名を記載してください。

(2) 持参する場合

ア 持参の方法について

直接持参する場合、入札参加者は、入札書等を契約管財課に提出するものとします。

イ 封筒について

持参する場合は外封筒を省略できますが、内封筒の記載事項や封かん等の方法は郵送する場合と同様とします。

ウ 提出期限について

提出期限は、指名通知書に記載している期限までです。提出期限後は受付できませんのでご注意ください。

5 封入時の注意事項

(1) 封入書類について

内封筒には入札書と積算内訳書（必要な場合のみ）を同封してください。

(2) 封筒の封かんおよび封印について

封かんは、のりでしっかり封かんし、内封筒については、封入書類を確認の上、使用印鑑届の印鑑で封印してください。

外封筒は、内封筒を入れ、のりでしっかりと封かんしてください。

6 入札の回数について

入札回数は、原則として2回までとし、必要と認めるときは3回まで行います。ただし、予定価格を事前公表したときは1回までとします。

7 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、郵送前に十分ご確認の上、郵送してください。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 予定価格を上回る金額での入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (5) 到達期限を過ぎて到達した入札
- (6) 米原市郵便入札実施要領に規定した以外でした入札
- (7) 積算内訳書が必要な場合に、積算内訳書を同封しない入札
- (8) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (9) 入札書記載の金額、氏名、押印等入札要件の記載が確認できない入札
- (10) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定について

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ番号等を用いて、くじにより落札者を決定します。

9 落札者への通知について

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に書面により通知し、入札結果を、総務部契約管財課窓口において閲覧および米原市公式ウェブサイトに掲載します。